

【参考：理(美)容所構造設備図】

【作業環境】

- ① 採光又は照明(照度 100ルクス以上)
 - ② 機械換気(換気扇)又は自然換気(網戸付きの開閉可能な窓)できる設備が必要
- 「換気の基準：炭酸ガス(二酸化炭素)濃度を、5000ppm 以下に保つこと」

【作業場の床面積(13.2㎡以上)】

消毒場所(室)、待合所を含む。
※便所等は除く。

【器具の容器】

消毒済、未消毒の専用容器

〔少なくとも各1個。
ラベル等により区別する。〕

<消毒方法(例)>

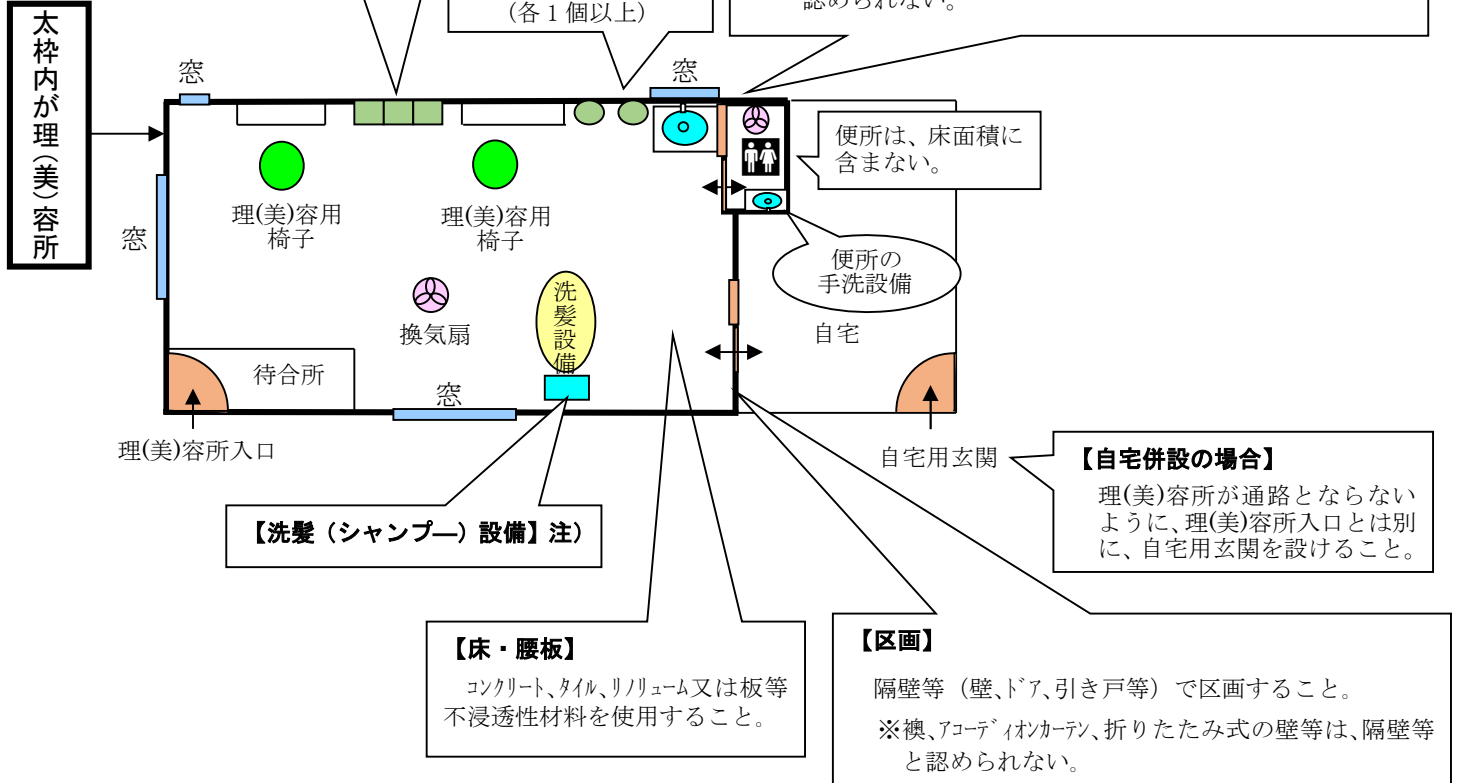
- ・消毒用エタノール(濃度 76.9~81.4%)

【洗浄設備】

理(美)容所に、手指・器具を専ら洗浄する設備を設けること。
※洗浄設備は、便所・洗髪(シャンプー)設備との併用は認められない。

【蓋付汚物箱】

【蓋付毛髪箱】注
(各1個以上)



便所は、床面積に含まない。
便所の手洗設備

【自宅併設の場合】

理(美)容所が通路とならないように、理(美)容所入口とは別に、自宅用玄関を設けること。

【床・腰板】

コンクリート、タイル、リリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。

【区画】

隔壁等(壁、ドア、引き戸等)で区画すること。
※襖、アーティファクトン、折りたたみ式の壁等は、隔壁等と認められない。

注) 洗髪(シャンプー)設備・蓋付毛髪箱

頭髮に係る作業を行わない(まつ毛エクステンション等)場合は不要。